

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 愛知大臣, マイヤー駐日アメリカ合衆国大使, 書簡, 愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡, 法制局, 閣議了解, 吉野・スナイダー書簡, 愛知大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43442

通商産業省

愛知レター(案)に対する意見 46.4.24
通商産業省企業局

~~1. Iの1中「本邦現在」とあるのを、1969年11月21日~~

~~現在」と改めること。~~

なお、輸入割当については別途通商局より回答します。

1. Iの1中、14条業者については、Iの4において言及しているところでもあり、また、この表現では外資法に基づく認可が不要であるとの誤解を与えるので、削除する。

2. Iの2中「本邦現在」とあるのを、1969年11月21日現在」と改めること。

(理由) 一昨今の愛知-マヤ-レターの線を変更するための特別の事情がない。

3. Iの2 ただし書(ロ)中「ある種の企業」とは、通産省関係では ガルフ、エッソ、カルテックス、フェア

チャイルド、アルコア等の問題があるとすでに伝えてある企業を指すものとし、その旨米側に明確に

伝えられることが必要である。

4. Iの2 ただし書(ロ)中「申請の時まで」を「復帰の時まで」とし、期限を確定しておくこと。

5. Iの2 ただし書(ロ)にいう調整が順調に行なわれないときのための特別の立法を用意しておくこと

(例えば当該外資について製品の国内向け販売を許さないこと)はせ方がられないものとする。

(文章の修正は不要)

確

続を保護するため、前記の系統により前記の認可、免許又は許可をすべからざる。

3. 2の(1)(b)をつぎの如く改める。

(b) ある種の企業については前記注文にかかわらず、日本政府の要請する諸

措置により調整せらるべきものとする。

理由: (1) substance of presently valid GRI licences...に代え、改訂案の如く

琉球政府の権力を免許又はその他の認可に基いて...と表現せしむる十分の理由

(ii) "企業及び個人営業者の営業の現状の継続を保護するため..." ~~中~~

と表現せしむる、従前も行われてお
り本土との取引及び今後^{引続き}なされる^{取引}

取引を認めるとの趣旨^がを
盛り込まれており、~~い~~。

transactions through out Japanの
本集表現は不要とする。